

視聴者プライバシー保護WG(第5回) における主な御意見

平成29年3月13日

事務局

(1) 通知・同意取得の方法・内容

(1)－1 世帯における同意／オプトアウトの有効性等

指摘された論点	構成員等の指摘
<p>① 同意／オプトアウトの主体</p> <p>② 同意の有効性</p>	<p>本人、その本人の周辺の判断能力がある人たち、同居の親族のような人たちにはおそらく黙示的に同意する権限が与えられるのだろう。しかし、偶然来ている他人や判断能力のない子供の操作による外形的な同意というものをどう排除するか、これはインターフェースの配慮として必要なのではないか。【小塚構成員】</p>
	<p>ほかの家族の人たちのプライバシーを巻き込んでいくことを、どのように適正に事業者側でブロックするか。代理権の問題ではカバーできないが、当然無関係な人を排除すべき必要性はあるので、適正な手続きの問題として、たとえば注意喚起というのが必要だと思う。【森主査代理】</p>
	<p>最初に同意をした人が、注意喚起を受けて気を付けたということでも足りると思う。当時、(同意したことが)表示されている必要はないと思うが、何らかの簡易な操作をすれば、同意したことが確認できるという仕組みを備えておくということも求める必要があるのではないか。【大谷構成員】</p>
	<p>(事後的に)同意の意思が変更される可能性もあり、視聴履歴の取得の停止の求めを受け付けるオプトアウトを導入することがプライバシーの観点から望ましいということなので、実効化するという趣旨で、オプトアウトができることの表示のようなものが必要ではないか。通知とするのか、容易に知り得る形が良いのかは分からないが、是非やるべき旨を指針に入れるということは一つの方法だと考える。【森主査代理】</p>
	<p>同意を撤回できるようにしなければならない、併せて具体的な(方法、連絡先)等を示さなければいけないと書かれているので、オプトアウトができるといった表示をする必要があると考える。その具体的な手続(方法、連絡先)等の示し方などについて、やはりベストプラクティス的なものが無理がなく例示できるようであれば、その例示を積極的に記載することで、よりオプトアウトが徹底されるのではないか。【大谷構成員】</p>
	<p>同意を画面上で取るという前提で議論が進んでいるが、有料放送事業者や受信契約を持っているNHKにおいては、スタッフが書面で同意を取るとも考えられる。ある意味、同意権限の問題はその方が非常に安定的に解決されるので、あまり画面での同意のみに決め打ちしない方が良い。【小塚構成員】</p>
	<p>ケーブルの場合、契約時点で契約者に渡す書面により契約内容は明確になっているが、契約後にネット上で契約情報を確認することや、オプトアウトも可能である。視聴中の画面上に同意取得に関する表示が出るというのは、著作権上の問題も生じ得る。同意の取得・オプトアウトの方法については柔軟にお願いしたい。【ケーブルテレビ連盟】</p>
	<p>契約については、共通の有料放送の契約約款がある。約款または付帯する書面での同意の取り方として望ましいのは、事前の一括同意もしくは包括同意だと考える。【衛星放送協会】</p>

(1) 通知・同意取得の方法・内容 (続き)

(1)－2 通知・同意取得の方法等

指摘された論点	構成員等の指摘
① 通知・同意対象の明確化	<p>番組ごとに同意をするのか、放送局単位で包括的に同意するのか、順番やいつ同意をするのか等も考慮して、もう少しわかりやすく書いていただけると望ましい。【近藤構成員】</p> <p>どのように情報を取っているのか、誰が取っているのかというのをわかりやすく示していくというのは、放送分野でも当然のことながら今後の大きな課題ではないかと思う。【森主査代理】</p>
② 同意が必要な範囲	<p>統計の作成または匿名加工情報の作成のために視聴履歴を保有できる期間は、あらかじめ定める合理的な期間に限るものとし、それを超える場合には、当該目的であっても改めて本人の同意が必要となることについてもぜひ取り組み、期間も決めていただきたいと考えている。定めていない場合には、抜けルールのような形になってしまうので、痛くもない腹を探られないという意味でも、やっていただくことがルール上良いと考える。【森主査代理】</p> <p>同意が要らない場合であっても、長期間に渡って蓄積されるということによって、プロファイリングのリスクや、あるいは(視聴者の)予見可能性といったことからすると、できるだけ、利用目的に応じた合理的な保存期間を定めるということが望ましいと考える。利用する必要がなくなったときは消去するよう努めなければいけない、と放送分野ガイドラインでは書いていることも受けて、指針でこういうことを書いていただいたほうが良いという点を指摘しておきたい。【宍戸主査】</p>
③ インターフェース	<p>同意のために、(通知の)長い文章を読まなくてはならないこと、特に、たとえばテレビをつける、クーポンを得る等のために、一々長い文章を読まされるのは視聴者にとって辛い話と思う。【近藤構成員】</p> <p>重過ぎないインターフェースという点は非常に大事なことであり、そこはこの指針をつくる中で留意すべきことと考える。他方で指針に書けない話もある。例えば、事業者がどう連携するかといったことはこのような場で強制するわけにいかない。(同意取得についても)必ず放送事業者がほかの事業者を代表しなさいとか、そのようなことはいえない。書ける話とそうでない話をよく考えることは必要。【小塚構成員】</p>

(1) 通知・同意取得の方法・内容 (続き)

(1)-3 通知・同意取得する内容

指摘された論点	構成員等の指摘
<p>① 第三者提供、共同利用の整理</p>	<p>第三者提供又は共同利用の場合について、提供先あるいは共同利用者の範囲をわかるように通知しなければいけないとある。例示どおりでなければ指針違反なのかという、指針では明示の仕方については限定していないと思う。事業者の合併、再編等の可能性を考えると、結果的には外部参照という形が現実的だと思う。【小塚構成員】</p>
	<p>共同利用については、本人から見て当該個人データを提供する事業者と一体として取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することとしており、おのずと縛りがかかっている。〇〇株式会社グループ、〇〇テレビ系列局となしており、このような範囲に限られるもの。【森主査代理】</p>
	<p><u>第三者提供にしる、共同利用にしる、最初に同意をした段階から拡大していくような事態は当然想定されるが、それに伴い新たに同意を取り直さなければいけないほどの拡大なのかどうかの範囲について何か参考となるものは是非書いておいていただきたい。また、何らかの形で、通知がその受信者に来る、こういう事業者が増えました、ということが確認できるような仕組みが必要ではないか。【長田構成員】</u></p>
	<p><u>視聴履歴についてはオプトアウトの規定が設けられており、第三者提供先の増加に対して、そのような利用の拡大は全く想定外であるとして、そのオプトアウトが行使されるということは十分に考えられる。消費者の保護につながる仕組みとして、プッシュの通知を必須にして消費者が気づきやすいようにするというのも選択肢の一つとして考えられるのではないか。【森主査代理】</u></p>

(2) 指針等の自主ルールのあり方

指摘された論点	構成員等の指摘
<p>① プライバシーを考慮したルールの検討</p>	<p>そもそも視聴履歴の取り扱いに注意を要するということは、<u>視聴履歴が個人情報だからではないだろうと考える</u>。実際のプライバシー上の配慮は、<u>契約者以外の世帯の人の視聴履歴や、(個人に紐付かないために視聴履歴に該当しない)放送番組が特定できる情報を取得しているところ</u>で求められる可能性がある。そのため、<u>視聴履歴は慎重に取り扱うべきもの</u>と考える。この点は、<u>プライバシーの本質的な問題でもあるので、特定の個人が識別できないから何もしなくて良いというものではない</u>。むしろ特定の個人が識別できる視聴履歴の扱いに近づけて、指針等では扱っていただくことが良いと考える。【森主査代理】</p>
	<p>データベースで別々に管理していても、<u>契約者が誰か分かる</u>ということであれば個人情報に該当。そもそも、<u>社内のどこを探しても契約者情報がないために、誰の情報か分からないことから(個人情報ではない)「視聴履歴」として取っている場合</u>であっても、やはり<u>一定の配慮が必要</u>となる場合あると考えており、留意が必要。【森主査代理】</p>
	<p>一般の視聴者は、これは個人情報の問題、これは個人情報ではないプライバシーの問題といった区別はしないのではないか。そのような現状を踏まえた上で、<u>視聴者から見て安心してこういう視聴履歴等に関する情報を収集できる放送サービス</u>を享受できる環境をつくることが重要だと考える。【小塚構成員】</p>
<p>② ベストプラクティス形成を促す必要性</p>	<p>幾つかベストプラクティスを考えていく上でのヒントになるようなことがあれば、それらを是非記録して、事業者での取り組みなどのご参考にさせていただければと考える。【大谷構成員】</p>
	<p>事業者団体の方に誤解がないように認識していただけるような出し方を少し工夫して、事務局とも議論をさせていただきたい。【宍戸主査】</p>